

広報 ただみ お知らせ

第 2 3 3 0 - 1 号
令和 4 年 4 月 1 5 日 町 課 係
発行 集 総 務 務
編集 集 総 務 務
https://www.town.tadami.lg.jp/
E-mail koho@town.tadami.lg.jp



福島県社会教育委員公募

次のおお募の案内があらま
したのでお知らせします。
■募集内容と募集人数
福島県社会教育委員 2名

概 要
広く県民の声を福島県の社会
教育の施策に反映させるため、委
員の一部を県民から公募します。
■任命期間 任命の日から2年間
■募集対象
福島県内に居住又は通勤・通学
している方
・満20歳以上（令和4年4月1日
現在）で、家庭教育や地域の教
育力の向上等について活動され
ている方や関心を持っている方
・年に2回程度平日に福島市にお
いて開催される会議に出席でき
る方

■応募方法
左記の県のホームページをご覧
いただき、只見町教育委員会
までお問い合わせください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70016a/kensyakaikiyo-iki-inokubo.html>
・申込書類は各振興センターでも
入手できます。
・書類選考および面接の上、採用
が決定されます。
■受付期間

4月5日（火）～4月22日（金）
■応募・問合せ先
福島県教育庁社会教育課
（Tel 024-521-7799）
・教育委員会生涯学習係
（Tel 82-5320）
〈教育委員会〉

「からだ塾」受講生募集

日頃からの運動不足解消及び地
域の絆づくりを深めるための「から
だ塾」を今年度も開催します。

■と き
月2回（木曜日）
午前10時～11時30分
■と ころ 只見振興センター
■内 容
レクリエーションやスポーツト
レーニングなど行います。
■準備品
マスク・飲み物・タオル・運動靴
■申込期限 4月25日（月）
■申込先 只見振興センター
（Tel 82-2141）
※運営は、ただみコミュニティクラ
ブが行います。
※開講日を5月12日（木）に予定
しております。新型コロナウイルス
感染症等の影響により開講日
が変更となる場合は、申込者に直
接連絡します。
〈只見振興センター〉

「春の火災予防運動」実施

次の期間で「春の火災予防運動」
が実施されます。春は空気が乾燥
し、火災が起りやすい時期です。
この機会に、家庭や職場における住
宅用火災警報器などの防火ポイン
トについての点検をお願いいたし
ます。

■期 間
4月15日（金）～21日（木）
■全国統一防火標語
「お出かけは
マスク戸締め
火の用心」
〈只見町消防団〉
〈広域消防署口見出張所〉
〈町 民 生 活 課〉

只見町消防団 「春季消防検閲式」中止

生涯学習カレンダーに掲載して
おりました次の行事は、新型コロナ
ウイルス感染拡大防止のため中止
となりましたのでお知らせいたし
ます。

■行事名
春季消防検閲式 4月24日（日）
〈只見町消防団〉
〈町 民 生 活 課〉

住宅用火災警報器 点検のお願い

只見町消防団では、住宅用火災警
報器（住警器）の設置と点検をお願
いしています。住警器は平成23年
から設置が義務化され、住宅火災で
亡くなられる主な原因となる「逃げ
遅れ」を防ぐために大変有効です。
住警器の設置義務化から10年以
上経過し、初期に設置された住警
器の中には劣化や電池切れが生じ
ている場合があります。いざという
時に適切な動作ができるよう、「ポ
タンを押す」「ひもを引く」などの
動作確認を行い、異常がないか定期
的に確認しましょう。

また、次の日程で只見町消防団の
火防検査を実施します。消防団員が
町内に設置してある消火栓などの
点検を行いますので、ご協力をお願
いいたします。
■と き 4月17日（日）
〈只見町消防団〉
〈町 民 生 活 課〉

只見線線路内 除草剤散布

JR只見線の不通区間復旧工事
に伴う線路内除草のため、次のとお
り除草剤の散布（従前協議があつた

〈福島県地域振興課〉
〈地域創生課〉

今週の行事

4月21日（木）農業委員会定例会（町下庁舎応接室）午後1時30分～

「緑の募金運動」実施

今年度も「緑の募金運動」を実施
しています。

町民生活課 各振興センター窓口
に募金箱を設置しておりますので、
皆さまのご協力をお願いします。
■実施期間 5月31日（火）
■問合せ先 農林建設課農林係
（Tel 82-5230）
〈農 林 建 設 課〉

簡所を除く）を実施します。
■散布時期
4月25日（月）～28日（木）
※雨天・強風時は散布を中止
※気象条件等により散布時期が変
更となる場合があります。
■散布時間
日中作業（午前9時～午後5時）
■除草剤の種類
グラフトイ顆粒水和剤
サーベルDF
■問合せ先
東日本旅客鉄道株式会社郡山保
線技術センター 会津若松工リア
センター
（Tel 0242-22-1038）
〈地 域 創 生 課〉

移住者等の受入れや定着を支援する団体・企業等を応援！

「福島に住んで。」 頑張る地域応援事業補助金

募集期間

令和4年4月11日(月)～令和4年5月20日(金) **必着**

※各地方振興局との調整が必要となりますので、
提出の2週間以上前からの相談をおすすめします。

補助対象団体

- ・任意団体
- ・法人（公法上の法人・営利を目的とする法人を除く）
- ・市町村等で構成する協議会

補助内容

(1)移住者等受入れ・定着スタートアップ支援事業 **最大50万円（補助率4/5以内）**

次のア～エのうちどれか1つを実施するもの。

- ア 移住者等の受入れ・定着のための仕事づくりに資する事業
- イ 移住者等の受入れ・定着のための住居の確保に資する事業
- ウ 移住者等の受入れ・定着を促進する事業
- エ 移住者等と地域住民との交流に資する事業

(2)移住者等受入れ・定着パッケージ事業 **最大150万円（補助率3/4以内）**

上記(1)に掲げるア～エのうち2つ以上組み合わせて実施するもの。

補助対象期間

令和4年6月8日(水)（予定）から

令和5年2月28日(火)までに終了する事業



「福島に住んで。」頑張る地域応援事業補助金

申請イメージ



5/20(金)

6/8(水)
(予定)

●必要書類は下記ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/sunde-hojokin.html>

(福島県地域振興課 HP)



●下記提出先に電子メール又は郵送により提出してください。(期限内必着)

※ 申請を希望される方は、書類作成段階で各地方振興局の移住コーディネーター等と実施計画等について調整を行った上で提出してください（提出の2週間以上前からの調整をおすすめします。）。

採択基準

- (1) 地域の課題解決が図られ、移住につながる効果が見込まれること。
- (2) 県または本拠地が所在する市町村の移住・定着促進事業との整合性があること。
- (3) 本拠地が所在する市町村と連携した取組がなされていること。
- (4) 補助事業実施のための環境が整っていること。
- (5) 補助事業の実施後においても、本拠地が所在する市町村と連携した取組が継続的に行われると認められること。

★ 申請にあたっては、本拠地が所在する市町村からの意見書が必要です。

令和3年度申請団体（一部紹介）

- 特定非営利活動法人環境地域文化エナジー（会津若松市）
「会津移住女子プロジェクト」

★スタートアップ事業

(ウ 定住者等の受入れ・定着に資する事業)

HP (Facebook)

<https://www.facebook.com/aizu.energy/>

主な事業内容

・ワークショップ、勉強会、交流会等の開催

会津地域に移住した女性や移住を検討している女性、福島県在住の女性等を対象に、女性同士のネットワーク形成(知人や友人づくり)による定住支援を目的としたワークショップ、勉強会、交流会等を開催

問合せ・提出先

福島県企画調整部地域振興課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

TEL:024-521-8023 MAIL:ui-turn@pref.fukushima.lg.jp



令和4年度地方創生推進交付金活用事業

令和4年度の若者定住応援制度について

只見町では若者定住を促進するための各種支援制度があります。それぞれ申請期限がありますので、ご確認いただきますとともに、ご家族・ご友人の方などへのご紹介をお願いします。ご不明な点がございましたら、お気軽に地域創生課（Tel 8 2-5 2 2 0）までお問い合わせください。（HP に詳細や様式も掲載されております。）

☆U・Iターン等（地元就職）促進助成金

若者の地元への就業や定着を促進し、地域の活性化を図るため、只見町にU・Iターンをされた方へ、下記の助成金を交付します。要件に該当される方はお申込みください。

U・Iターン者定住助成金	交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○定住後1年以内に通勤圏内の事業所に就業している。 ○就業後6カ月以上経過している。 ○就業開始日の年齢が35歳未満である。 ○3年以上定住する意思がある。 ○税金等を滞納していない。
	交付金額	<p>1人あたり 5万円</p> <p>※中学生以下の子どもを扶養している場合は、<u>子ども1人あたり5万円が加算</u>されます。</p>
新規学卒者定住助成金	交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等を卒業後1年以内に定住している。（地元就職含む） ○定住後1年以内に通勤圏内の事業所に就業している。 ○就業後6カ月以上経過している。 ○就業開始日の年齢が30歳未満である。 ○3年以上定住する意思がある。 ○税金等を滞納していない。
	交付金額	<p>1人あたり 10万円</p>
申請期限	就業後6カ月経過した日から6カ月以内	

☆只見町奨学金返還支援補助金

若者の地元への就業や定着を促進するため、奨学金を利用され大学等を卒業後に只見町に定住し就業する方に、下記の助成金を交付します。該当される方はお申込みください。

※旧只見町奨学金の返還をされている方で、町内に在住の方は只見町みらいの人財育成奨学金制度により返還が免除される場合がありますので教育委員会（Tel 8 2-5 3 2 0）までご確認ください。

<p>補助対象者</p> <p>※すべての要件を満たす方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高等学校及び大学等の在学期間中に対象となる奨学金の貸与を受けた者 ○只見町に住所を有し、通勤圏内の事業所等に就業している者、又は個人で農業その他自ら事業を営む者 ○令和4年3月31日時点で35歳未満の者 ○補助金の申請時点で奨学金の借入れが終了し、返還を行っている者（年度内に返還を開始する者を含む） ○他の奨学金返還支援制度を利用していない者 ○町税等の滞納が無い者
----------------------------------	--

対象奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ○独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第1種、第2種） ○福島県奨学資金 ○只見町奨学資金（只見町みらいの人財育成奨学金） ○只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学資金 ○只見町医療施設等技術者養成奨学資金 ○その他修学を目的とした奨学資金（町長が認めるもの） <p>※繰上げ償還した奨学金の額は対象になりません。</p>
補助金額	<p>年度内の補助対象期間中に返還した奨学金の2分の1</p> <p>上限18万円（年額） ※1,000円未満は切り捨て</p>
補助期間	<p>要件を満たした日の属する月から奨学金を返還する期間</p> <p>上限96カ月</p>
申請期限	令和4年10月30日
実績報告	※年度内の返還終了後3月31日までに提出すること。

☆只見町若者定住支援事業補助金

若者世帯や子育て世帯のU・Iターンを促進するため、只見町にU・Iターンをされた方の住宅の賃貸料や引越費用について、**最大30万円**を補助します。

対象となる世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・移住した日において、世帯全員が35歳未満の世帯 ・移住した日において、中学生以下の子どもがいる世帯 <p>※公務員（会計年度任用職員は除く）及び転勤による転入は対象外</p>
その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日以降に移住したこと（令和4年4月1日以前に移住した場合は、令和4年4月1日以降の就業が確定された場合に限る） ・就業している世帯員がいること。 ・町税等の滞納が無いこと。
対象となる経費	<p>移住した日の属する月から12カ月の間に要した以下の費用（最大30万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等） ・引越費用（引越業者又は運送業者への支払いにかかる費用）
申請期間	移住した日の属した月から12カ月以内



☆住宅取得支援事業補助金

定住促進、空き家の有効活用を図るため、町内に住宅を取得し居住する世帯主を対象に取得費の一部を補助します。

補助対象及び要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年4月1日以降の住宅取得に係る契約であること ② 只見町に世帯全員が住民登録され、補助対象住宅に5年以上居住すること（5年未満の場合は返還措置があります） ③ 新築・中古住宅等は、玄関、居室、トイレ、台所、浴室を備える一戸建て住宅で、居住用部分面積が55㎡以上であること ④ 併用住宅の場合は、居住部分の面積割合が2分の1以上であること ⑤ 新築住宅の場合は既存建築物の建て替えではないこと（ただし、既存建物と同一所有者ではなく2世代・3世代同居を目的とした新築は対象とする。） ⑥ 住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記完了日から起算して6ヶ月以内に必要書類を添えて補助金交付申請すること ⑦ 世帯全員に町税等の滞納がないこと ⑧ その他補助金交付要綱に適合すること
----------	--

補助金の額 補助対象経費の2分の1又は下表により算出した額のいずれか低い額

建物区分	只見町住宅取得費支援補助金				合計 (最大)
	補助基本額	加算額 (単位:万円)			
	単位:万円	子育て世帯	空き家・空き地 バンク登録物件	町内施工業者 による建築	
新築住宅取得	50	10	10	10	80
中古住宅取得 (賃貸除く)	30	10	10	—	50

福島県「来て ふくしま 住宅取得支援事業」について

県外からの転入者の方は、補助要件を満たすことで福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」の対象となりますので、最大で新築住宅取得90万円・中古住宅取得60万円の補助が加算されます。※詳細は別途ご相談ください。

○各種制度については、要件などがありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。申込書類等は駅前庁舎、朝日・明和振興センターや只見町ホームページにあります。

【問合せ・申込先】

只見町役場 地域創生課 創生企画係

TEL 0241-82-5220 / E-mail: kikaku@town.tadami.lg.jp

「只見町雇用促進奨励助成金」の申請受付について

町では、雇用機会の拡大と雇用環境の充実を図るため、下記により、新たに正規雇用従業員を雇用いただいた対象事業所の皆様に「只見町雇用促進奨励助成金」を交付します。町内事業所の皆様には、ぜひ、本制度を利用した正規雇用をご検討いただくとともに、対象となる事業所の皆様は、速やかに申請手続きをお願いいたします。

只見町雇用促進奨励助成金について	
目的	只見町内事業所において正規雇用従業員としての雇用促進を図ります。
内容	対象従業員を雇用した交付対象事業者に対し、当該対象従業員につき12ヶ月に限り、その社会保険料事業主負担相当額の1/2以内の額を助成します。
対象従業員	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和3年4月1日以降に、新たに正規雇用従業員として採用された者 ※正規雇用従業員＝雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用される内容を証した書面の交付を受け、かつ、雇用保険被保険者証の交付を受けた者 ② 本町に現に住所を有する者（雇用日から1年以内に本町に住所を有した者を含む） ③ 社会保険（健康保険(介護保険を含む)、厚生年金保険）に加入している者 ④ 只見町企業誘致及び立地促進条例の地域雇用創出奨励金の交付対象でない者
交付対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内に本拠を有する事業者で、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者（社会福祉法人等を含む）であること ② 雇用保険適用事業所であること ③ 上記対象従業員を雇用している事業者であること ④ 町税等を完納している事業者であること ⑤ 国または地方公共団体ではないこと ⑥ 他の同類の補助金等の支援を受けている事業者ではないこと ⑦ 町長が交付の対象として適さないと認めた事業所でないこと

奨励助成金の交付申請について

申請対象者	令和3年4月1日以降に対象従業員を雇用した交付対象事業者
申請期間	随時
申請提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ○只見町雇用促進奨励助成金交付申請書（様式第1号） ○対象従業員を正規雇用従業員として雇用したことを証する書類の写し（雇用契約書又は労働条件通知書等の写し） ○対象従業員の雇用保険の加入を証する書類の写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し） ○対象従業員の社会保険の加入を証する書類の写し（健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書等の写し） ※その他、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。 ※様式等については、只見町役場観光商工課・朝日振興センター・明和振興センターに備え付けているほか、町ホームページにも掲載しております。
交付の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・①交付申請・決定（事業所からの交付申請により審査し、交付又は却下の決定をします） ↓②中間払（交付対象期間中1回に限り、期間途中に納付済分の交付金請求ができます） ↓③完了払（②中間払分を除き、交付対象期間の納付済分の交付金請求をします） ・④雇用状況報告（交付対象期間を過ぎるか対象でなくなった場合、速やかに状況報告をします）

事業の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

【問合せ・提出先】 只見町役場 観光商工課 商工係
TEL 241-82-5240 / E-mail: syoukou@town.tadami.lg.jp

令和4年度『只見コンポ』販売会（春）について

資源リサイクルセンターで生産したコンポスト肥料『只見コンポ』を下記のとおり販売いたします。

記

日時 令和4年4月23日（土） 午前9時30分～正午

場所 資源リサイクルセンター（下福井）

金額 1袋150円（1袋15kg入り）

購入数 1回の購入にあたり お1人様20袋まで

会場図



- その他（1）今回の販売では、できるだけ多くの皆様に行き渡るように1回の購入を最大20袋までといたします。それ以上購入いただく場合は、再度並びなおしてご購入ください。
- （2）開始時間は、午前9時30分からとなります。事故やトラブル防止のため、早朝からの場所取り等はお控えください。
- （3）過積載になる数量や販売日以外の販売はしませんのでご了承ください。

問合せ先 只見町役場 町民生活課（TEL0241-82-5100）

ご家庭で不用になったパソコンは、資源として再利用されています

パソコンメーカーが回収

し、再資源化します。



リサイクル

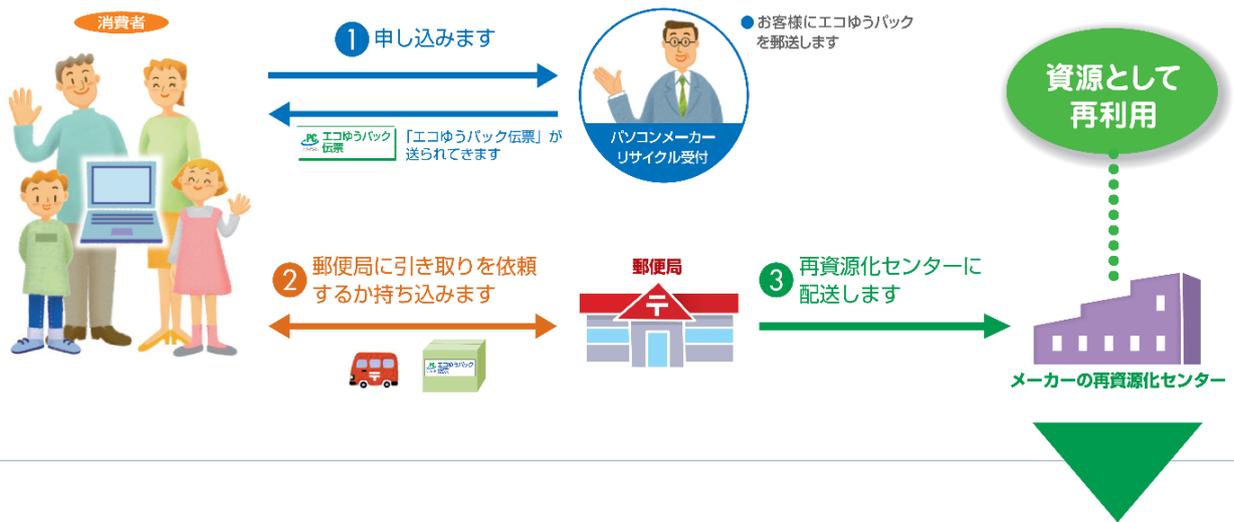
PCリサイクルマークの付いたパソコンは、新たな料金負担なしでメーカーが回収・再資源化します。マークの付いていないパソコンは回収再資源化料金をいただけます。

回収の申し込み

は、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口まで。
(ホームページからの申し込みもできます)

自治体・販売店等での回収・申し込みの受付は行っていません。

回収・再資源化のしくみ

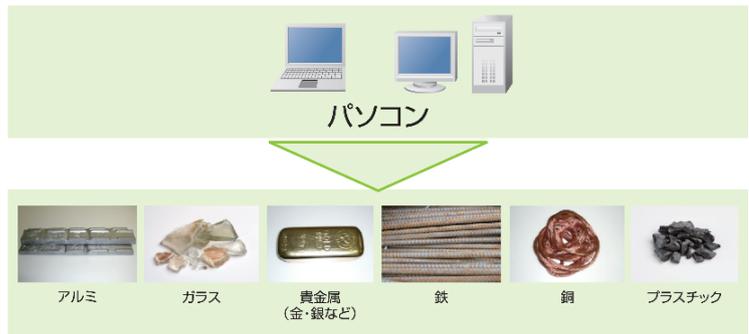


対象となる機器：



- ご購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど)も一緒に回収します。
- プリンタ、スキャナー、ワープロ、PDA、ワークステーション/サーバ、ゲーム機、取扱説明書/マニュアル、CD-ROMなどは対象外です。

家庭から廃棄されるパソコンの再資源化例



回収するメーカーがないパソコン(自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンなど)は「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

詳細は・・・

PC3R

検索

PC3R

一般社団法人
パソコン3R推進協会
<http://www.pc3r.jp/>

TEL 03-5282-7685 FAX 03-3233-6091

只見町無料職業紹介所求人情報

■詳しい内容を知りたい方、面接を希望される方は只見町無料職業紹介所(電話82-5240)へお問い合わせください。

求人者名	職種	賃金	所在地・就業場所	就業時間	加入保険等	必要な免許資格
グループホーム 和の里	【正社員】 介護業務全般	月額 156,100円～ 192,900円	小林字七十苅622-1 電話:86-2008	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～ 翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) コスモメディカル サポート 桜の丘みらい	【正社員】 介護業務全般 送迎業務あり	月額 156,100円～ 192,900円	只見字原707-1 電話:82-5006	交替制あり 7:00～16:00 9:00～18:00 11:00～20:00 16:00～ 翌10:00(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 介護補助	時給 828円～ 851円		交替制あり 8:00～18:00 の内5時間程度 ※勤務時間応相談	雇用 労災	特になし
特別養護 老人ホーム 只見ホーム	【正社員以外】 調理職員(臨時) 雇用期間の定めあり 4か月以上	日額 7,090円～ 8,780円	長浜字久保田1 電話:84-7550	交替制あり 6:00～15:00 10:00～19:30 6:00～10:00 15:30～19:30	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) ニッコウラスト	【正社員以外】 調理及び清掃員(臨 時) 雇用期間の定めあり 4か月以上 4月10月に契約更新	時給 850円～ 950円	南会津町泉田字稲場 5510-1 電話:72-8577 就業場所 J-POWER白雪寮 J-POWERハイテック只見寮	交替制あり 6:00～14:30 11:30～20:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)会津工場	【正社員】 輸送用機械器具製造	月額 152,000円～	二軒在家字上タモ721-1 電話:86-2553 就業場所:本社工場	交替制あり 8:00～17:10 5:00～14:00 13:00～22:00 20:30～ 翌5:30(夜勤)	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
		月額 152,000円～	南会津町片貝字二本柳 494-5 電話:86-2553 就業場所:南郷工場			普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株)南栄通商	【正社員】 建設資材の販売営業	月額 185,000円～ 200,000円	福井字後田16-1 電話:84-2106 就業場所:只見営業所	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
(株) 南会西部建設 コーポレーション 南会津本社	【正社員】 運転手 作業員 工事管理	日額 9,000円～	大倉字前沢口146 電話:86-2131	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生 建退共	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(株) 大竹電気工事店	【正社員】 電気工事士	月額 188,000円～	大倉字沢ノ目1444-2 電話:86-2126	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	電気工事士
	【正社員】 その他作業員	月額 160,000円				特になし
(株) 照岡屋渡会製菓	【正社員】 菓子製造	時給850円	小林字上照岡827 電話:86-2304	交替制なし 8:00～17:00 9:00～13:00	雇用 労災 健康 厚生 財形	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 菓子製造	時給850円				
吉野建設(株)	【正社員】 現場作業員、運転手	日額 9,200円～	梁取字御東1882 電話:86-2116	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
川合車輛	【正社員】 現場作業員	月額 176,000円～ 日額 8,000円～	只見字新町2192-1 電話:82-2508	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 工務事務(技術系)					
(株) アクシブ	【正社員・正社員以 外】 交通誘導員 期間の定めなし	日額 8,000円～ 9,000円	会津若松市栄町1-44 3F-A 就業場所:只見町及び近隣 町村の工事現場等 電話:080-6006-0111	交替制なし 8:00～17:00 ※基本、現場直行直帰	雇用 労災 健康	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)

社会福祉法人 南陽会	【正社員以外】 グループホームの世話人 期間の定めあり 令和4年3月31日まで (雇用延長有)	月額 121,720円～ 130,600円	南会津町長野字上ノ山 3417-2 就業場所:只見町大字長浜 字久保田17 (こまどり荘) 電話:0241-62-5088	交替制あり 6:00～9:30 17:00～20:30 ※朝晩で1日7時間勤務	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【正社員以外】 支援員 期間の定めあり 令和4年3月31日まで (雇用延長有)	月額 174,270円～ 230,500円	南会津町長野字上ノ山 3417-2 就業場所:あかまつ荘 電話:0241-62-5088	交替制あり 6:00～14:30 8:30～17:30 10:00～19:00 17:00～翌9:00 ※1日7時間勤務	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
特別養護 老人ホーム あさくさホーム	【正社員以外】 調理員(臨時) 期間の定めあり 4か月以上	日額 6,590円～ 8,280円	長浜字久保田11 電話:84-7110	交替制あり 6:00～15:00 11:00～20:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
ヤマサ商店	【パート・アルバイト】 食品製造販売	時給 850円～	只見町大字叶津字入叶津 30 電話:82-3401	交替制なし 8:30～17:00 時間、曜日、要相談	雇用 労災	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
永光建設(株)	【正社員】 工務事務(技術系)	月額 198,000円～	楢戸字二本柳1437-1 電話:82-2155	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定不可) 普通免許以外の資格は会 社で負担
	【正社員】 建設機械オペ	日額 9,000円～				
目黒麴店	【正社員】 食品製造	日額 7,125円	只見町大字只見字田中 1220 電話:82-2050	交替制なし 8:30～17:00 時間、曜日、要相談	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
	【パート】 食品製造	時給 900円～			労災 ※その他 加入保険 は勤務日 数による	
(株)メグロデンキ	【正社員】 電気設備工事	月額 200,000円～	只見字田中1298-1 電話:82-2233	交替制なし 8:00～17:00	雇用 労災 健康 厚生	電気工事士 普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 給排水・衛生設備工 事	月額 200,000円～				給水装置主任技術者 普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
	【正社員】 現場作業員	月額 160,000円～				普通自動車運転免許一種 (AT限定不可)
只見働き隊 事業協同組合	【正社員】 農作業全般 製造業	月額 200,000円～	梁取字沖996-1 電話:080-6019-7011 就業場所:組合員事務所 4月28日以降は 電話:0241-71-7177	交替制あり 8:00～17:00 ※派遣先の状況等によ り上記以外の勤務有	雇用 労災 健康 厚生	普通自動車運転免許一種 (AT限定可)
(有) イーコーポワン	【正社員以外】 ソーラーパネル設置 及び修繕作業等 (作業期間2週間程 度)	時給 1,600円	東京都千代田区神田司町2 丁目19番神田司町ビル501 就業場所:只見町大字黒谷 電話:080-3219-9912	交代制なし 8:00～17:00 (勤務時間は相談に応じ ます。)	労災	必要なし ※作業経験があれば尚可